

名家連ニュース

平成 24 年 8 月 11 日 (土)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 216 号

こころの健康政策実現会議－臨時全体会開催

本年6月末までに厚労省検討チームが取りまとめた精神医療改革方針(要点)

8月4日の全体会で実現会議から当日配布された資料です。

精神科医療アウトリーチ推進事業が開始 (診療報酬改定、地域医療計画)

○平成 22 年より事業開始。○平成 28 年度 (4 年後) 診療報酬改定時に制度化を予定。

今後の認知症施策の方向性 (集中改革 5 年プラン)

○平成 24 年 6 月 18 日に厚労省特別チームが改革指針を発表。

○今後 5 年間で集中改革期間とし、地域で認知症の方を支える体制の抜本的強化をはかる。

保護者制度の廃止 (来期通常国会における精神保健福祉法改正)

○保護者に過重な義務を課してきた「保護者制度」を廃する

医療保護入院制度の改正 (来期通常国会における精神保健福祉法改正) ○保護者同意の廃止。

○入院後速やかに退院と退院後の生活を支えるための「地域支援関係者」が関与する。

○入院後速やかに当事者はアドボケイターを指名することを可能とする。

いわゆる廃止の特例 (来期通常国会における精神保健福祉法改正)

○入院後 3 か月以内の患者を対象とする治療病棟の人員配置を一般科と同水準にする。

精神科救急体制の整備 (診療報酬改定、地域医療計画)

○24 時間 365 日の精神科救急体制。診療所を利用する患者の夜間・休日対応体制の強化。

懸案事項を前進させてきた背後には、皆さんの署名運動がありました！

9月3日の役員会、9月22日の家族会代表者会議で詳しくご報告致します♪♪

こころの健康基本法案「骨子」について

法案骨子の内容や基本法について下記内容で討論に参加しました。

○「提言書」「請願署名」は「精神保健」「精神科医療」「家族支援」を 3 本柱にしており、ここに思いを込めて署名や議会への働きかけをしてきたこと。○「骨子」には「精神疾患」という言葉もなく、内容も「相談支援」に特化されており、精神分野の「基本法」とは言い難いこと。

○「こころの健康環境」という表現や骨子の内容について、家族会及び障害者団体、福祉団体、労働団体との懇談で疑問の声が出されてきたこと。○こうした状況下で、今国会提出を前のめりに進めることは関係者の理解が得られないこと。ー などで。全体の意見交換を通し、疑問や意見の隔たりを調整することが今後の課題となっています。



お詫び：予定していた障害年金の統計データについては次号以降となります